

○田布施町建設工事等競争入札要領

平成23年4月1日
訓令第15号

(目的)

第1条 田布施町の発注する建設工事に係る競争入札契約を行う場合における入札その他の取扱いについては、地方自治法、地方自治法施行令、田布施町財務規則、その他の法令に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(入札等)

第2条 入札に参加しようとする者(以下「入札参加者」という。)は、入札公告及び仕様書、現場等を熟慮のうえ、入札しなければならない。この場合において、仕様書、現場等について疑義があるときは、指定期日までに工事内容質問書を提出することができる。

2 入札書(様式第1号又は様式第2号)に所定の事項を記入し、記名押印し、工事名、工事場所を表記した封筒に入れ、提出しなければならない。入札書には、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載すること。

3 入札参加者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

4 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、その委任状(様式第3号または様式第4号)を必ず持参させなければならない。また期間委任状(様式第5号)を提出した場合はこの限りではない。

5 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。

6 入札参加者は、地方自治法施行令第167条の4第2項の規定に該当する者を入札代理人とすることはできない。

(工事内訳書の提出)

第3条 工事の入札に際し、入札参加者は、第1回目の入札時に入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書を提出すること。

(入札の辞退)

第4条 指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

2 指名を受けた者は、入札を辞退するときは、その旨を、次に掲げるところにより申し出るものとする。

(1) 入札執行前であっても、入札辞退届(様式第6号)を直接持参し、又は郵送(入札日の前日までに到達するものに限る。)して行う。

(2) 入札執行中であっても、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。

3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けられるものではない。

(公正な入札の確保)

第5条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

3 入札参加者は、落札者の決定の前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(入札の取りやめ等)

第6条 入札参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

2 入札開始までに入札の辞退、指名の取消し又は不参加等により入札参加者が1社の場合には、初度の入札は執行するが、再度の入札は執行しない。

3 入札開始後に辞退等で入札者が1社となった場合は、その後の再度入札を取りやめる。

4 3回までの入札で予定価格以下の入札者がいない場合は入札の執行を取りやめる。

(入札の無効)

第7条 次の各号の一に該当する入札は無効とする。

(1) 競争入札に参加する資格を有しない者のした入札

(2) 入札保証金を徴収する入札において所定の入札保証金又は保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札

(3) 入札者が所定の日時まで所定の場所に到着しないもの

(4) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な入札又は記名押印を欠く入札

(5) 同一事項の入札について2以上の入札書を提出したもの

(6) 他人の代理を兼ね、又は2人以上の代理をしたもの

(7) 委任状を持参しない代理人のした入札

(8) 金額を訂正した入札

(9) 郵便又は電信による入札

(10) 第3条の規定による工事費内訳書の提出がない入札

(11) その他入札に関する条件に違反した入札

(再度入札)

第8条 開札の結果、落札者がいないときは、直ちに再度入札を行う。

2 入札執行の回数は、初度の入札、再度入札を合わせて3回までとする。

3 再度の入札において、初度の入札の最低価格を上回る価格で入札した者は、当該入札に係るその後の入札に参加できない。

(入札保証金)

第9条 入札参加者は当該競争入札の執行前に、その者の見積る契約金額（単価による入札にあっては、契約金額に予定数量を乗じて得た額。以下同じ。）の100分の5以上の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付し、又は提供しなければならない。ただし、入札保証金の全部又は一部を免除された場合（一部を免除された場合において、当該免除された部分に限る。）はこの限りでない。

(落札者の決定)

第10条 入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、その者が当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがある等、契約の相手方として著しく不相当であるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

2 入札で予定価格以下の入札者がいない場合は入札の執行を取りやめ、最低金額の入札参加者から順番に協議し、落札者を決定し、随意契約することができる。

3 田布施町低入札価格調査実施要領対象工事においては「田布施町低入札価格調査実施要領」によるところとする。

4 田布施町建設工事最低制限価格制度実施要領対象工事においては「田布施町建設工事最低制限価格制度実施要領」によるところとする。

- 5 田布施町建設工事総合評価競争入札実施要領対象工事においては「田布施町建設工事総合評価競争入札実施要領」によるところとする。
- 6 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定するものとする。
- 7 前項の場合において、当該入札者のうちでくじを引かないものがあるときは、これに代えて、入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- 8 田布施町低入札価格調査実施要領及び田布施町建設工事最低制限価格制度実施要領の対象工事において、疑義申立て事務処理要領による疑義申立期間後に落札予定者が2者以上あるときは、落札候補者に電話又は電子メール等にくじの実施日や会場等を知らせ、くじにより落札者を決定するものとする。
- 9 前項の場合において、落札候補者の連絡を受けた業者でなんらかの理由によりくじへ参加することができないときは、落札決定前辞退届（様式第7号）を提出するものとする。
- 10 条件付一般競争入札（事後審査方式）において、落札候補者の連絡を受けた業者でなんらかの理由により辞退したいときは、落札決定前辞退届（様式第7号）を提出するものとする。
- 11 落札決定後、契約締結までの間に入札に係る疑惑の通報等があった場合は契約の締結を保留し、その疑義が正当と認められる場合は、再入札とすることがある。
- 12 落札決定後、契約締結までの間に落札した者が、田布施町、国又は他の地方公共団体で、入札参加の資格制限又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。
- 13 請負対象額が5千万円以上の請負契約については、議会の議決を要するため、議会の議決を得たときに本契約が成立する旨を記載した契約書により、仮契約を締結し、議決を経た後有効とする。仮契約締結後、議会の議決までの間に落札した者が、田布施町、国又は他の地方公共団体で、入札参加の資格制限又は指名停止を受けた場合は、仮契約を解除する。

（契約書等の提出）

- 第11条 落札した者は、田布施町から交付された契約書を落札決定後遅滞なく（土日及び休日を除く7日以内）速やかに、契約担当者等に提出しなければならない。
- 2 契約書の作成を要しない場合においては、落札者は、落札決定後速やかに請書その他これに準ずる書面を提出しなければならない。ただし、田布施町長が必要ないと認めて指示した場合はこの限りでない。

（契約保証金等）

- 第12条 落札者は、契約金額が500万円以上の場合、契約金額の100分の10以上の契約保証金又は次のいずれかに掲げる契約保証金に代わる担保を納付し、又は提供しなければならない。ただし、契約保証金の全部又は一部を免除された場合は、この限りでない。

- (1) 銀行が振り出し、支払保証をした小切手……………「額面」を記載
- (2) 前払金保証事業を行う保証事業会社が発行した保証証書……………「保証金額」を記載
- (3) 銀行が発行した公共工事損害担保保証書……………「保証金額」を記載
- (4) 保険会社が発行した公共工事履行保証証券……………「保証金額」を記載
- (5) 保険会社が発行した履行保証証券……………「保証金額」を記載

（異議の申立て）

- 第13条 入札を行った者は、入札後、この心得、設計図書、現場等についての不明を理由として異議の申立てはできない。
- 2 第10条第6項の疑義は契約締結後においては申立てできない。
- 3 積算疑義申立て手続事務処理要領対象工事においては「積算疑義申立て手続事務処理

要領」によるところとする。

(その他)

第14条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

様式第1号

入 札 書

年 月 日

発注者

田布施町
田布施町長 ○○○○ 様

入札者 住所

氏名 印

1 工 事 名

2 工事場所

上記の工事について、工事請負契約書（案）、図面及び仕様書（特記仕様書、入札条件、指示事項及び工事内容質問書に対する回答書を含む。）並びに工事現場の状態を熟知の上、田布施町財務規則の規定するところにより、次のとおり入札します。

十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

入 札 書

年 月 日

発注者

田布施町
田布施町長 ○○○○ 様

入札者 住所

氏名 印

1 業 務 名

2 業 務 場 所

上記の業務について、業務委託契約書（案）、図面及び仕様書（特記仕様書、入札条件、指示事項及び業務内容質問書に対する回答書を含む。）を熟知の上、田布施町財務規則の規定するところにより、次のとおり入札します。

十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

委任状

年 月 日

田布施町

田布施町長 ○○○○ 様

委任者 住所
氏名

印

受任者 住所
氏名

受任者 使用印	
------------	--

私は、上記の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

記

1 委任事項

工事名

工事場所

上記工事の入札に関する一切の事項及びこれに付帯するすべての事項

以下余白

委任状

年 月 日

田布施町
田布施町長 ○○○○ 様

委任者 住所
氏名 印

受任者 住所
氏名

受任者 使用印	
------------	--

私は、上記の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

記

1 委任事項

業務名

業務場所

上記業務の入札に関する一切の事項及びこれに付帯するすべての事項

以下余白

期 間 委 任 状

年 月 日

田布施町

田布施町長 ○○○○ 様

委任者 住所
氏名

印

受任者 住所
氏名

受任者 使用印	
------------	--

私は、上記の者を代理人と定め、田布施町発注に係る工事（又は業務）について下記の事項を委任します。

記

1 委任事項

入札及び見積書の提出

2 委任期間

年 月 日 から 年 月 日まで

以下余白

様式第6号

入 札 辞 退 届

件 名

上記工事について、都合により入札を辞退します。

年 月 日

田布施町
田布施町長 ○○○○ 様

住 所
商号又は名称
代表者氏名

印

様式第7号

落札決定前辞退届

工事名

工事場所

年 月 日に落札候補者の通知を受けた上記の工事について、下記の事由により
辞退します。

年 月 日

田布施町長 様

辞退理由があります。

※ 事由の内容（いずれかに○を付けて下さい。）

- ・入札後に建設業法第26条に規定する主任技術者又は監理技術者を当該工事に配置できなくなった。
- ・その他（)

住 所
商号又は名称
代表者指名